

シンフォニア岩国利用料金表(文化活動の場合)

令和元年10月1日改定(単位:円)

施設区分	入場料金額 による区分	休日等区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	延長料 (1時間に つき)
			9~12時	13~17時	18~22時	9~17時	13~22時	9~22時	
コンサート ホール (1205席)	徴収しないか 1,000円未満	平日	29,150	43,720	58,310	72,870	102,030	131,180	14,560
		土日、休日	34,980	52,460	69,970	87,440	122,430	157,410	17,470
	1,000円以上 2,000円未満	平日	49,550	74,320	99,120	123,870	173,440	222,990	24,750
		土日、休日	59,460	89,180	118,950	148,640	208,130	267,590	29,700
	2,000円以上 3,000円未満	平日	58,300	87,440	116,620	145,740	204,060	262,360	29,120
		土日、休日	69,960	104,920	139,940	174,880	244,860	314,820	34,940
3,000円以上	平日	72,870	109,300	145,770	182,170	255,070	327,940	36,400	
	土日、休日	87,450	131,160	174,930	218,610	306,090	393,540	43,680	
多目的 ホール (374席)	徴収しないか 1,000円未満	平日	9,170	13,770	18,360	22,940	32,130	41,300	4,580
		土日、休日	11,000	16,520	22,030	27,520	38,550	49,550	5,490
	1,000円以上 2,000円未満	平日	15,580	23,400	31,210	38,980	54,610	70,190	7,780
		土日、休日	18,700	28,090	37,450	46,790	65,540	84,240	9,340
	2,000円以上 3,000円未満	平日	18,340	27,540	36,720	45,880	64,260	82,600	9,160
		土日、休日	22,000	33,040	44,060	55,040	77,100	99,100	10,990
3,000円以上	平日	22,920	34,420	45,900	57,340	80,320	103,240	11,450	
	土日、休日	27,510	41,310	55,080	68,820	96,390	123,900	13,740	
大楽屋	平均 49.3㎡(5室)		940	1,280	1,610	2,220	2,890	3,830	390
小楽屋	平均 28.4㎡(7室)		1,270	1,720	2,150	2,990	3,870	5,140	520
オーケストララウンジ	70.6㎡		1,370	1,860	2,350	3,230	4,210	5,580	580
リハーサル室	83.5㎡		510/時間						
第1練習室	85.0㎡		510/時間						
第2練習室	112.9㎡		740/時間						
主催者控室	平均 32.6㎡(3室)		200/時間						
チケット販売室	24.4㎡		300/時間						
クローク	43.9㎡		200/時間						
シャワー室	(2人用2室、3人用2室)		200/時間(2人用)、300/時間(3人用)						
企画展示 ホール	約396.4㎡	平日	5,750	7,780	9,780	13,530	17,560	23,310	2,430
		土日、休日	6,900	9,330	11,730	16,230	21,060	27,960	2,910
大会議室	264.9㎡ (別途控室等 116.1㎡)	平日	16,650	22,470	28,310	39,120	50,780	67,430	7,060
		土日、休日	19,980	26,960	33,970	46,940	60,930	80,910	8,470
特別会議室	86.1㎡ (別途控室等 38.7㎡)	平日	5,960	8,060	10,150	14,020	18,210	24,170	2,520
		土日、休日	7,150	9,670	12,180	16,820	21,850	29,000	3,020
和室	145.9㎡		740/時間						

【備考】

- 1 利用料金には、消費税を含んでいます。
- 2 利用料金表は、文化活動に使用する場合の利用料金を示し、冷暖房料を含んでいます。
- 3 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理券その他名称の如何を問わず、入場者から入場の対価として徴収されるものをいい、入場料に複数の徴収区分がある場合は、その最高額を適用します。
- 4 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年 法律第178号)に規定する休日をいいます。
- 5 「延長料」とは、許可使用時間を超えて使用した部分に対する利用料金をいい、その許可使用時間を超えて使用した時間に1時間未満の端数があるとき、又はその時間が1時間未満であるときは、その端数の時間は1時間として計算します。
- 6 コンサートホール、多目的ホール、リハーサル室、練習室、企画展示ホール、会議室又は和室を次の目的で使用する場合の利用料金は、利用料金表の半額となる優遇措置があります。
 - (1) 児童、生徒若しくは学生(学校教育法(昭和22年 法律第26号)に規定する学校の児童、生徒及び学生をいう。)が使用する場合
 - (2) 文化の振興を目的とする公共的団体等が、営利又は宣伝を目的(商品の販売又は商品の展示等宣伝を目的とする行為をいう。)としない広域的文化活動に使用する場合
- 7 コンサートホール若しくは多目的ホールを、専ら練習若しくは準備のために使用する場合又は企画展示ホールを準備のために使用する場合の利用料金は、利用料金表の半額となります。
- 8 コンサートホール又は多目的ホールを文化活動以外に使用する場合の利用料金は、次の割増額となります。
 - (1) 営利又は宣伝を目的としない使用
利用料金表の入場料金額による区分が1,000円以上2,000円未満の欄の金額と入場料金額による区分の該当する金額とを比較して多い方の額
 - (2) 営利又は宣伝を目的とした使用
利用料金表の入場料金額による区分が3,000円以上の欄の額
- 9 リハーサル室、練習室、企画展示ホール、会議室又は和室を営利又は宣伝を目的として使用する場合は、利用料金表の該当する金額にその金額の1.5倍の金額を加算した割増額となります。ただし、営利又は宣伝を目的としない使用の場合は、文化活動以外に使用するときであっても割増額とはなりません。
- 10 割引又は割増に伴い、利用料金に10円未満の端数が生じる場合は、その金額は切り捨てとします。

★ **利用料金についての詳細は、利用促進にお問い合わせください。**

★ **舞台設備又は器具を使用する場合の料金は別途となります。(裏面参照)**